

No	項目	質問箇所	質問内容	回答（案）
1	参加要件	実施要領P2	参加表明時に示す構成員は、共同事業体のほか協力事業者（所謂、下請会社）も対象になりますか？共同事業体と協力事業者の区別をご教授ください。	共同事業体は、PPA事業において太陽光発電設備の設置、電力の販売、資金調達など事業の各段階で構成員の役割分担を明確にし、共同で事業を進める事業体です。協力事業者は、事業実施にあたり応募者から設計、管理等の一部業務について委託等により受注し業務を行う事業者と考えております。下請会社が構成員として役割、リスク分担を担う場合、共同事業体の構成員となるのが望ましいと考えられますが、事業の実施体制は参加事業者のご判断によります。
2	参加要件	実施要領P2	単独事業者の場合、御市との連絡窓口担当者および現場監理者は、同事業者が委託する協力事業者でもよいか？それとも、共同事業体でないといけないか？ご教授ください。	単独事業者の場合、本市との連絡窓口担当者および現場監理者は、原則として同事業者の社員であることが求められますが、No1と関連して、事業実施体制の役割分担を明確に規定したうえで本市が認める場合には、協力事業者の社員とすることも可とします。ただし、業務全般を統括する担当者は、単独事業者の社員であるものとし、協力事業者の社員を担当者とできる業務は部分的な業務に限ります。
3	補助金	実施要領P2	補助金に関して、交付上限額を越えることなく、対象施設への配分を変更することはできますか？ご教授ください。	補助金交付上限額は、対象施設の合計額としています。対象施設毎に適切な設備、容量を検討したうえで、交付上限額の範囲内で配分の変更はあり得ると想定しています。なお、各補助対象設備別（太陽光、蓄電池、EMS）の事業費の交付上限額については、各設備間の事業費の配分変更はありません。
4	配布資料	実施要領P8	当該PPA事業者各対象施設における過去1年間（令和6年度）の電気料金明細をご教示ください。	電気料金明細は電力会社との需給契約の都合上開示しないため、配布資料は、No5の過去1年分の30分デマンドデータ、公募時の対象施設リストで提示した直近1年間の電気使用量実績資料です。
5	配布資料	実施要領P8	同上各対象施設における過去1年間の30分デマンドデータをご教示ください。	参加資格審査確認結果の後、提案参加要請時にデータで配布します。
6	配布資料	実施要領P8	同上各対象施設における敷地（平面図等）、建物（屋上建築図面等）、電気（単線結線図等）関係の各図面をご教示ください。	参加資格審査確認結果の後、提案参加要請時にデータで配布します。
7	配布資料	実施要領P8	同上各対象施設において主に電力を消費する機器や設備（特に空調機関係）の製品名や型番をご教示ください。	対象施設別に、資料配布時に追加配布予定とします。なお、各送水場は、現地見学時に確認することもできます。市庁舎は、現地見学時に確認できる設備等もありますが、主に消費する対象機器、設備は多数ありますので、可能な範囲で追加資料を検討します。

8	参加提出書類様式	実施要領P6	実施要領 6 頁に印鑑証明書についての記載があります。参加表明等の押印箇所に実印登録をおこなっていない（印鑑証明書が提出できない）出張所（委任先）印鑑を使用することは可能でしょうか。	資格要件として、本市の令和 7・8 年度新居浜市入札（見積）参加資格登録業者または参加表明提出期限までに入札（見積）参加資格審査申請書類を提出できる者としています。すでに入札（見積）参加資格を有する事業者の場合は、実施要領 6 ページの書類のうち重複する書類は省略することも可能とします。 ご質問の参加表明書等の押印について、入札（見積）参加資格登録業者で所定の手続きを経ている出張所（委任先）の印鑑使用は可能です。 なお、入札（見積）参加資格審査申請手続きを行っていない事業者は、プロポーザル参加表明提出期限までに入札（見積）参加資格審査申請手続きを行ったうえで、プロポーザル資格審査の決定までに入札（見積）参加資格を有する事を要件とします。
9	資格要件	実施要領P7	応募者の資格要件に共同事業体とありますが、リース業者も組み込んだ事業体での提案は可能でしょうか？	共同事業体の構成員として資格要件を満たす場合は可能です。本事業の実施要領、国の実施要領等の要件に沿った事業実施体制とする必要があります。
10	契約単価	実施要領 P9、仕様書 P2	契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。と仕様書に記載がありますが、PPA単価についての見直しについての期間、条件の想定はありますでしょうか？特になければ、自由提案で条件面をご提案させて頂いてよろしいでしょうか。	仕様書とおり、原則、契約期間中のPPA契約単価は一定とします。急激な社会情勢の変化等があった場合は協議を行うことも想定されます。条件面を提案内容に含めることは可能です。
11	PPA契約	実施要領 P12	今回公募対象の3施設に対してのPPA契約について、3施設包括での契約を想定されておりますでしょうか。それとも各施設、個別でのPPA契約を想定されておりますでしょうか。	施設別に個別の契約を想定しています。
12	PPA契約	無	今回の共同提案事業体の参画企業が将来、地域新電力会社を設立した場合、本公募によるPPA契約を、地域新電力会社に引き継ぐ事は可能でしょうか？	共同事業体で提案する場合に、PPA事業の実施にあたって役割分担等を明確にすること等の（合意書、協定等）を提出いただきます。将来、構成員が新会社を設立した場合に想定されている事業引継ぎに関して協定等に規定できる場合、協定等の提出を前提とします。ただし、本市としては、現時点では時期等が未定であり、PPA契約期間中の事業継続にあたって、PPA契約条件の引継ぎは重要事項に関わることから、市と事業者との双方協議により判断することとなります。 また、本事業は設備整備費用に対して国補助金を活用するため、国及び市補助要綱に基づき、補助金経理、補助対象設備の財産管理を適切に行うとともに事業の引継ぎにあたっては規定の手続きが必要となります。